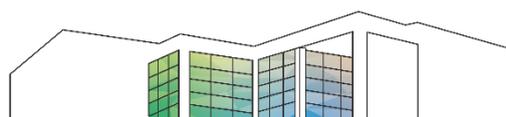


図書館要覧

令和 6（2024）年度



30th
Anniversary

MUSEUM & LIBRARY

2024年11月1日  により
開館30周年を迎えます。

古賀市立図書館

Koga City Public Library

目 次

1.	古賀市の概要	1
2.	施設の概要	2
3.	図書館の沿革	3
4.	図書館の運営方針	5
5.	資料収集方針	6
6.	図書館の組織 予算・決算	7
7.	蔵書数	8
8.	雑誌・新聞タイトル一覧	9
9.	図書館の利用案内	10
10.	図書館の利用状況	11
11.	電子図書館サービス	14
12.	令和 5(2023)年度事業報告及び令和 6(2024)年度事業計画	15
13.	読書活動等の概要	17
14.	地域文庫及び読書ボランティア団体	25
15.	古賀市図書館協議会	27
16.	条例・施行規則	28

1. 古賀市の概要

古賀市は、福岡県の北西に位置し、東に犬鳴の山々、西に玄界灘を臨みその海岸線は美しい白砂青松の海岸を擁し、42.07 km²の面積を有しています。緑深き山々を水源として流れ出す大根川と青柳川は東部に広がる田園を潤して玄界灘へ注ぎ、犬鳴山系の最高峰「西山」は標高 645m、宮若市との境にあり素晴らしい眺めを楽しめ、山と川、海に育まれた豊かな自然環境にあります。

さらに、平成 25(2013)年 3 月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成 28(2016)年 10 月に国の史跡に指定されました。

また、奈良・平安の時代には、都から大宰府へ通じる官道が通り、近世では 唐津街道、現在は九州自動車道、JR 鹿児島本線、国道 3 号、495 号線、主要地方道筑紫野古賀線が走り、古賀市は今も昔も交通の要衝となってきました。

そして、この交通の利便性とともに、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている古賀市には、多くの企業が進出し、製造品出荷額も県内 8 位で、県下有数の工業力を有しています。

人口も平成 6(1994)年には 5 万人を超え、平成 9(1997)年には市制を施行し古賀市が誕生、現在では人口も 6 万人に迫り、福岡都市圏の中核都市としてその役割を担っています。

この恵まれた環境のもと、第 5 次古賀市総合計画では、令和 4(2022)年度から 10 年間を期間とし、基本構想の将来像のイメージとして「ひと育つ こが育つ ～人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ちつづけるまち～」を掲げています。

古賀市の特徴である交通の利便性や豊かな自然、誇れる歴史遺産、県下有数の工業力などを生かし、さらに「住んで良し」、「子育てして良し」、「働いて良し」の『選ばれるまち』をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

古賀市

ひとのデータ	
人口	: 59,211 人 (+ 74)
男性	: 28,423 人 (+ 40)
女性	: 30,788 人 (+ 34)
世帯数	: 27,075 世帯 (+490)
〈データ〉 令和 6(2024)年 3 月 31 日現在	



2. 施設の概要 (令和 6(2024)年 4 月 1 日現在)

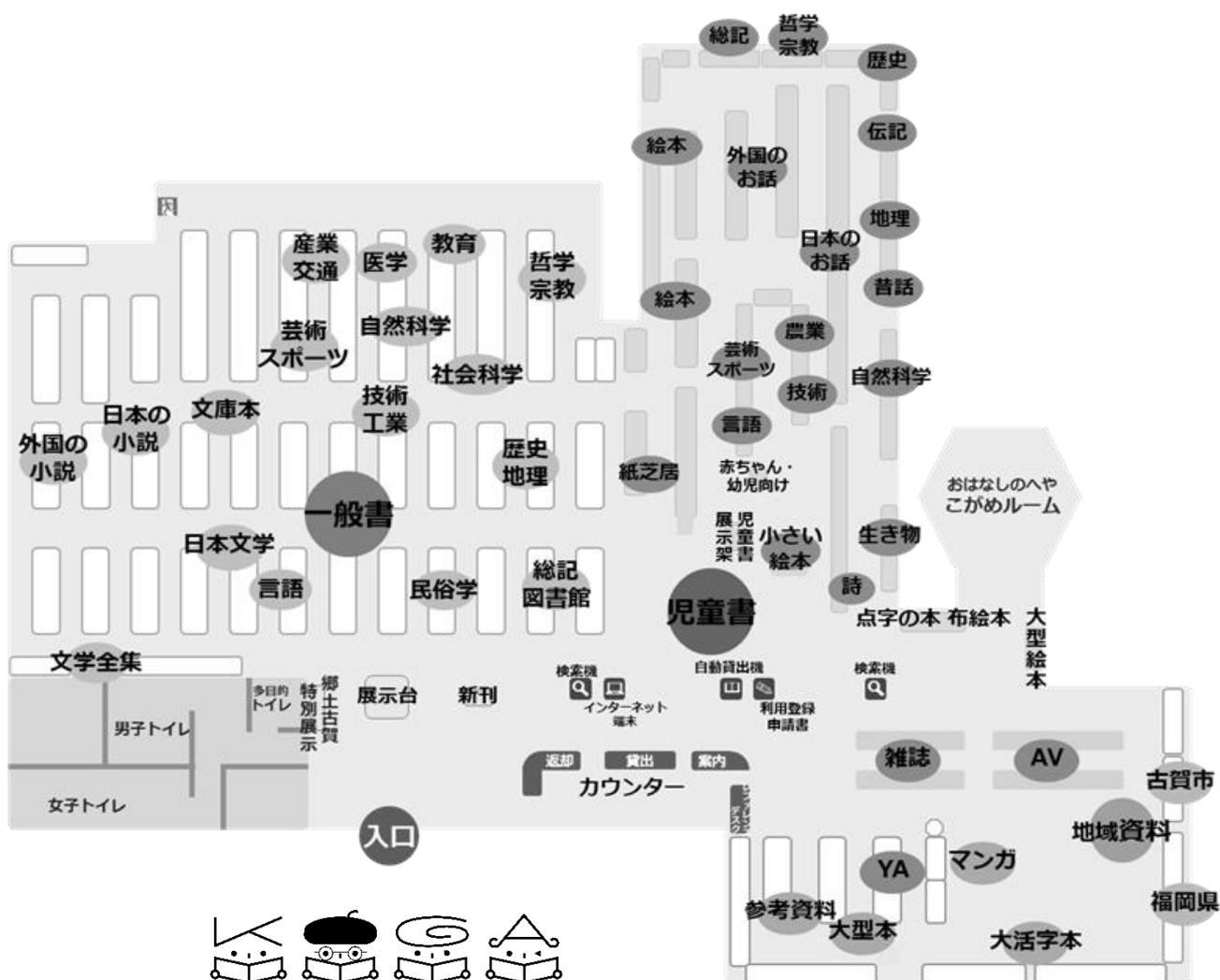
(1) 施設の概要

<所在地>古賀市中央二丁目 13 番 1 号

<名 称>古賀市生涯学習センター (通称：リーパスプラザこが) 古賀市立図書館

<沿 革>	平成 6(1994)年 11 月：「サンフレアこが (歴史資料館との複合文化施設)」として開館 平成 28(2016)年 8 月：古賀市生涯学習センター条例施行により名称変更「交流館」新設に伴い、各施設 (中央公民館、図書館、歴史資料館) が連絡通路等で連結
<構 造>	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
<延床面積>	3,607.744 m ² (図書館部分 1 階 1,862.287 m ²)

(2) 館内案内図



3. 図書館の沿革

年号	年	月	事	跡
大正	12	(1923)	席内尋常小学校の敷地内に席内村立図書館（薄図書館）開館	
昭和	8	(1933)	文部省より席内村立図書館表彰	
	20	(1945)	終戦により席内村立図書館廃館	
	22	(1947)	5	学校教育法施行規則により各小中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる
	36	(1961)	5	古賀東小学校「西日本母と子の読書会」開催
	37	(1962)	3	町内小学校4校「古賀町母と子の20分間読書」結成
	44	(1969)	8	「第1回古賀町母と子の読書のつどい」開催（～令和元(1989)年度 第51回）
	48	(1973)	4	古賀町図書館設置条例施行 図書館司書を正式配置開始（青柳・小野小学校、町立図書館）
			9	古賀町図書館の管理と運営に関する規則施行
			10	古賀町立図書館 蔵書 3,757 冊で開館し、館外貸出を開始
	53	(1978)	6	「どようおはなし会」開始
	54	(1979)	5	「えほん研究会」開始（～平成5(1993)年4月）
平成	4	(1992)	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置
			9	新図書館着工
	6	(1994)	4	新図書館移転業務のため図書館休館（～10月）
			8	新図書館竣工
			10	コンピュータ導入による図書館システムを開始 新図書館オープニングセレモニー
			11	古賀町複合文化施設設置条例施行 施設名を「サンフレアこが」と称し、1階に「町立図書館（蔵書 93,630 冊で貸出開始）」2階に「町立歴史資料館」を開館
			12	視聴覚資料貸出開始
	7	(1995)	12	日曜日半日開館から一日開館へ
	8	(1996)	3	県立図書館とネットワーク（FLネット）を結ぶ
			11	「第1回図書館まつり」開催
			12	「名画会」開始
	9	(1997)	7	「子ども映画会」開始
			8	貸出冊数：10 冊 開始
			10	市制施行により古賀市立図書館となる
	11	(1999)	4	粕屋地区公共図書館等 配本車事業開始（相互貸借）
	12	(2000)	11	ホームページ開設
	14	(2002)	8	福岡都市圏公共図書館等広域利用開始
	15	(2003)	8	ブックスタート事業開始（市立図書館、健康づくり課、こども政策課との合同事業）
	16	(2004)	2	福岡県図書館情報システム（ILL）参加
			4	古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
			5	インターネット端末（2台）提供開始、Web での蔵書検索可能となる
			9	市民の寄付による「こがめルーム」増設（36 m ² ）
	17	(2005)	3	盗難防止用ゲート設置
	18	(2006)	4	「古賀市子ども読書活動推進計画」策定 古賀市立図書館「子どもの読書活動 優秀実践図書館の部」文部科学大臣表彰
			6	「赤ちゃんおはなし会」開始
	19	(2007)	3	図書館利用者カード再発行を有料化
			11	市制施行10周年記念「第12回図書館まつり」開催



すずき じえいち
薄 怨一（1866～1956）
席内村に図書館を設置寄贈して
“古賀市立図書館の礎”を築いた



旧町立図書館



新図書館竣工

年号 年 月 事 跡



図書館マスコット
「ことちゃん」

平成	20(2008)	10	図書館マスコット「ことちゃん」決定 「小さい子のおはなし会」開始
	21(2009)	7	古賀市複合文化施設運営協議会を設置 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」発足
	22(2010)	4	IC タグ導入開始
		7	「24 時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、デジ再生機が寄贈
		11	自動貸出機導入
	23(2011)	10	「赤ちゃんおはなし会」2 部制開始（～令和 6(2024)年 3 月）
	24(2012)	2	Web 予約開始
		7	「どようおはなし会」1,000 回記念開催
		9	JR 古賀駅に「図書返却ポスト」設置
		10	「古賀市子ども読書活動推進計画」改訂
		11	レファレンスデスク設置
	25(2013)	6	情報提供ラック事業開始
	27(2015)	8	図書館リニューアル工事（空調・照明改修、増床工事）のため閉館
		9	臨時図書館開設（～12 月）
	28(2016)	1	図書館リニューアル工事竣工（増床 150 m ² ）
		2	図書館リニューアルオープン
		4	雑誌スポンサー制度開始
		5	セカンドブック事業開始
		8	古賀市生涯学習センター条例施行 施設名を「古賀市生涯学習センター（通称：リーパスプラザこが）古賀市立図書館」へ変更 古賀市図書館協議会を設置
	29(2017)	1	「小さい子のおはなし会」100 回記念開催
		4	学校図書館市民開放用一般図書の配本開始
		10	「第 3 次古賀市子ども読書活動推進計画」策定
令和	元(2019)	7	サンリブ古賀店に「図書返却ポスト」設置
		10	古賀市立図書館「移転開館 25 周年記念図書館まつり」開催
	2(2020)	3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館 （3月2日～23日、4月1日～5月18日）
	3(2021)	2	図書館管理システム更新 貸出冊数：20 冊、貸出期間：視聴覚資料含め全て 15 日間に変更
		3	古賀市電子図書館サービス開始
		5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館 （5月12日～6月20日、8月7日～9月16日）
	4(2022)	6	こがめルーム床張替他工事 「赤ちゃんおはなし会」300 回記念開催
		9	「名画会」300 回記念開催
		10	「第 4 次古賀市子ども読書活動推進計画（子ども読書プラン）」策定
	5(2023)	2	布の絵本貸出開始
		5	「赤ちゃんと楽しむブックガイド」発行
	6(2024)	1	施設整備工事(トイレ通路床張替・壁塗装、お知らせ掲示板設置、 JR 古賀駅前図書返却ポスト改修 等)



図書館増床



生涯学習センター（交流館）

4. 図書館の運営方針

<図書館の運営方針>

- 市民の「知る自由」を保障し、“生涯学習を支援する情報センター”として、市民の文化的で豊かな暮らしに資する読書文化を育むとともに、資料や情報の提供によって市民の様々な課題解決を支援していきます。

<令和6(2024)年度の活動目標>

- 市民のニーズや地域の課題に対応した図書館資料の充実、レファレンス・サービス（情報提供等）の向上
- 誰もが気軽に立ち寄れる、居心地がよく魅力ある空間づくり等の利用環境の向上
- 郷土・行政資料の収集・保存、利用者への情報提供の実施
- いつでも・どこでも利用できる電子図書館サービスの利用促進
- 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、家庭・地域、保育所（園）・幼稚園等、学校等と連携した読書活動の推進
- 「読書ボランティア養成講座」「教養講座」「図書館まつり」等の事業の実施
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用並びに市内小中学校との連携の強化



「知恵の冒険」 作 望月 菊麿

5. 資料収集方針 (古賀市立図書館資料収集方針)

(平成 26 年 3 月 古賀市教育委員会告示)
(改正 平成 28 年 7 月 古賀市教育委員会告示)

(趣旨)

第1条 この方針は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は、市民(図書館の利用者を含む。以下同じ。)の基本的な権利の一つである知る自由を社会的に保障する機関の一つであることに鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供するよう努めるものとする。

- 2 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集するものとする。
- 3 図書館は、資料の収集に当たっては、市民の要望並びに社会の要請及び地域の実情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うものとする。
- 4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主張は読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断に委ねられていることに鑑み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行うものとする。
- 5 図書館は、市民の知的関心に応える証としてこの収集方針を公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するものとする。
- 6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分に理解するとともに、この収集方針に則って資料の収集に当たらなければならない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政資料
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がい者用資料
- (7) その他前条第 2 項に規定する資料

(資料収集の留意点)

第4条 資料収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。

- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしないこと。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。
 - (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。
- 2 寄贈図書の受入れに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

(資料の選定方法)

第5条 資料の選定調整を行うため、図書館員で構成する図書館資料選定委員会を設置する。

- 2 資料の選定調整を行う場合には、あらかじめ前項の図書館資料選定委員会の議決を経るものとする。
- 3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に尊重し、資料の選定に当たるものとする。

(蔵書の更新)

第6条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。

- 2 開架書架においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。
 - (2) 将来の利用や資料価値がない資料は除籍すること。
 - (3) 頻繁に利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

(市民の要望及び意見の尊重)

第7条 市民の蔵書に関する要望及び意見については、広くこれを収集し、蔵書構成の充実に役立てるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が定める。

7. 蔵書数 (令和 6(2024)年 3 月 31 日現在)

区分	一般書	児童書	図書計	視聴覚資料	総合計	雑誌
資料数	157,728 冊	65,502 冊	223,230 冊	6,662 点	229,892 点	173タイトル (5,814 冊)

<分類別蔵書数>

(令和 6(2024)年 3 月 31 日現在)

区分	分類	蔵書数	区分	分類	蔵書数
一般書	0：総記	5,206	児童書	8：言語	1,125
	1：哲学	5,389		9：文学	20,658
	2：歴史	15,006		E：絵本	27,043
	3：社会科学	21,249		紙芝居・パネルシアター ・大型絵本・布の絵本	2,412
	4：自然科学	10,752		小計	65,502
	5：技術	13,885	図書 合計 (冊)		223,230
	6：産業	5,307	視聴覚 資料	CD	4,169
	7：芸術	16,854		カセットブック	408
	8：言語	2,969		DVD	2,085
	9：文学 冊子	60,850 261		視聴覚資料 合計 (点)	
小計	157,728				
児童書	0：総記	392	逐次 刊行物	雑誌	173 タイトル (5,814 冊)
	1：哲学	470		新聞 (一年間保存)	9 紙
	2：歴史	1,606	※電子書籍コンテンツの数は含みません。〔別途記載〕		
	3：社会科学	2,705			
	4：自然科学	4,265			
	5：技術	1,574			
	6：産業	1,107			
	7：芸術	2,145			

8. 雑誌・新聞タイトル一覧

令和6(2024)年3月31日現在

■雑誌 173タイトル

〈購入〉 140タイトル

1	AERA
2	AERA with Kids
3	アクアライフ
4	アニメージュ
5	安心
6	&Premium
7	一個人
8	うかたま
9	美しいキモノ
10	栄養と料理
11	SFマガジン
12	E S S E
13	NHKきょうの料理
14	NHK将棋講座
15	NHKすてきにハンドメイド
16	NHKみんなのうた
17	FQ JAPAN
18	ELLE ジャパン
19	LDK
20	えんぶ
21	大相撲ジャーナル
22	OCEANS
23	オール読物
24	音楽と人
25	音楽の友
26	会社四季報
27	カーサ ブルータス
28	学校図書館
29	家庭画報
30	ガバナンス
31	キネマ旬報
32	CREA
33	クロワッサン
34	群像
35	芸術新潮
36	毛糸だま
37	月刊エアライン
38	月刊かがくのとも
39	月刊クーヨン
40	月刊ゴルフダイジェスト
41	月刊碁ワールド
42	月刊たくさんのふしぎ
43	月刊天文ガイド
44	月刊Newsがわかる
45	月刊バスケットボール
46	月刊VOLLEYBALL
47	月刊Piano
48	月刊ホークス
49	月刊MOE
50	現代農業
51	コトノネ
52	子どもと読書
53	kodomoe
54	子供の科学
55	こどものとも
56	こどものとも 012
57	こどものとも (年少版)
58	こどものとも (年中向き)
59	子どもの本棚
60	この本読んで!
61	コラム歳時記
62	サッカーマガジン
63	茶道雑誌
64	サライ
65	サンデー毎日
66	JTB大きな時刻表
67	シティ情報ふくおか
68	じゃらん
69	週刊朝日
70	週刊金曜日
71	週刊ダイヤモンド
72	週刊ベースボール
73	趣味の山野草
74	小説すばる
75	消費と生活
76	新潮
77	SWITCH
78	スクリーン
79	STORY
80	Sports Graphic Number
81	墨
82	正論
83	世界
84	旅の手帖
85	ダ・ヴィンチ
86	短歌
87	淡交
88	DANCE MAGAZINE
89	dancyu
90	ちいさなかがくのとも
91	中央公論
92	釣ファン
93	Discover Japan
94	鉄道ジャーナル
95	鉄道ファン
96	ドゥーパ!
97	driver
98	NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版
99	ニコラ
100	日経エンタテイメント!

〈スポンサー〉 12タイトル

101	日経トレンディ
102	日経ヘルス
103	日経マネー
104	日本児童文学
105	Newton
106	猫びより
107	俳句
108	母の友
109	PHP
110	美術の窓
111	ビーパル
112	ピクトアップ
113	フォトコン
114	ふくおか経済
115	婦人公論
116	婦人之友
117	プレジデント
118	文学界
119	Pen
120	本の雑誌
121	毎日が発見
122	Mac Fan
123	Mr. PC
124	ミセスのスタイルブック
125	MEN'S NON・NO
126	MORE
127	文字の大きな時刻表
128	モーターサイクリスト
129	モダンリビング
130	モノ・マガジン
131	山と溪谷
132	ゆうゆう
133	ラグビーマガジン
134	ラジオ深夜便
135	ランナーズ
136	LEE
137	ルアー・マガジン
138	歴史人
139	レタスクラブ
140	Wan
141	NHKきょうの健康
142	NHK趣味の園芸
143	園芸ガイド
144	オレンジページ
145	ガーデン&ガーデン
146	暮らしの手帖
147	家電批評
148	財界九州
149	Tarzan
150	日経WOMAN
151	文藝春秋
152	やさい畑

〈寄贈〉 14タイトル

153	I・Bまちづくり
154	観光文化
155	九州王国
156	月刊はかた
157	月刊武道
158	皇室
159	新聞コラム読み比べ
160	青春と読書
161	宇宙のとびら
162	図書
163	西日本文化
164	ふくおか経済EX
165	MAMOR マモル
166	リベラシオン・人権研究ふくおか

〈協会による提供〉 1タイトル

167	図書館雑誌
-----	-------

〈保存のみ〉 4タイトル

168	かぞくのじかん
169	季刊のぼろ
170	季刊子どもと昔話 (不定期刊)
171	週刊日本の街道

〈県指定保存〉 2タイトル

172	くらしとおかね
173	週刊日録20世紀

■新聞 9紙

1	朝日新聞 (朝刊)
2	産経新聞 (朝刊)
3	毎日新聞 (朝刊)
4	読売新聞 (朝刊)
5	日本経済新聞 (朝刊、夕刊)
6	西日本新聞 (朝刊、夕刊)
7	日刊スポーツ
8	朝日中高生新聞
9	朝日小学生新聞

9. 図書館の利用案内

市民及び市立図書館利用者（以下「利用者」という。）に、図書、雑誌、新聞、視聴覚資料等を提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンス・サービスなどを行う。

- (1) 開館時間 火曜日～日曜日 午前 10 時～午後 6 時
- (2) 休館日
 - ・毎週月曜日（但し、月曜日が祝日の時は開館し、翌平日休館）
 - ・第 4 木曜日（図書及び資料等の整理日）
 - ・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
 - ・特別整理期間
- (3) 貸出対象者 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、
または福岡都市圏に住んでいる人
- (4) 貸出冊数 図書は 1 人 20 冊まで（雑誌、紙芝居を含む）
その他に DVD・CD は合わせて 3 点まで、カセットブックは 5 点まで
- (5) 貸出期間 図書、雑誌、視聴覚資料（DVD・CD・カセットブック）すべて 15 日間
- (6) 貸出方法 NEC 図書館管理システム LiCS-Re2 による電算処理
- (7) サービス 予約、リクエスト、レファレンス・サービス（調べもの支援）、
インターネット検索、Web サービス（資料の検索・予約、貸出延長など）、
図書返却ポスト設置、電子図書館サービス（令和 3(2021)年 3 月 9 日開始）
- (8) 読書活動等 おはなし会、文学・教養講座、展示台・企画コーナーでの本の紹介、
映画会、読書ボランティア研修会、各種イベント など
- (9) 文庫支援 子どもの読書活動の推進にかかる、地域における文庫活動の支援と相互の連携
- (10) 団体貸出 市内の学校、保育所（園）・幼稚園等、学童保育所、読書ボランティア、
福祉施設などの団体が対象
 - ・1 回 100 冊まで 30 日間貸出し
 - ・大型絵本、布の絵本、パネルシアター、エプロンシアターなどの貸出し

10. 図書館の利用状況 (令和5(2023)年度)

(1) 利用状況

(単位：日、点、冊、人)

月	開館 日数	貸出数					利用者数 (貸出)	入館者数	新規 登録者数
		合計	一般書 (含：冊子)	児童書	雑誌	視聴覚資料			
4	25	29,111	14,867	11,057	1,880	1,307	6,176	10,870	102
5	25	26,442	13,916	9,643	1,554	1,329	5,705	9,916	90
6	25	27,569	13,535	11,290	1,437	1,307	5,742	10,115	91
7	25	29,153	13,574	12,843	1,341	1,395	6,110	11,787	143
8	26	30,111	14,544	12,688	1,467	1,412	6,354	12,658	149
9	25	27,488	13,546	11,174	1,415	1,353	5,945	12,188	101
10	25	28,778	14,170	11,578	1,630	1,400	6,180	12,442	111
11	25	26,453	13,160	10,418	1,576	1,299	5,801	11,558	83
12	23	25,074	12,718	9,763	1,450	1,143	5,293	9,885	67
1	15	23,323	12,280	8,609	1,432	1,002	4,806	8,123	64
2	24	28,321	14,563	10,828	1,630	1,300	6,024	12,042	125
3	26	29,421	14,918	11,472	1,659	1,372	6,456	12,409	114
合計	289	331,244	165,791	131,363	18,471	15,619	70,592	133,993	1,240
平均(日)		1,146.2		—			244.3	463.6	4.3

※電子図書館サービスに関する利用は含みません。(別途記載)

(2) 市外登録者・貸出数

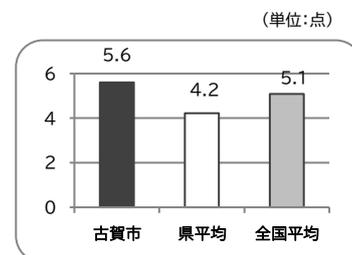
地区	登録者数 (人)	貸出数 (冊)
新宮町	842	10,129
久山町	20	22
粕屋町	11	64
篠栗町	12	200
宇美町	12	0
志免町	13	10
須恵町	10	0
福津市	793	5,883
宗像市	259	1,862
太宰府市	5	0
大野城市	11	49
筑紫野市	9	0
春日市	13	35
那珂川市	3	20
糸島市	4	184
福岡市 (福岡市東区)	862 (732)	14,823 (13,694)
その他市町	33	89
合計	2,912	33,370

(3) 相互貸借

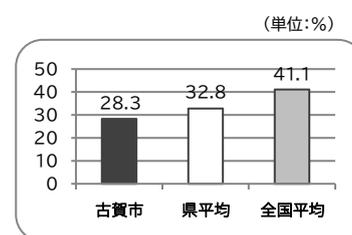
相手館名称	借受数 (冊)	貸出数 (冊)
新宮町立図書館	50	22
久山町民図書館	14	16
粕屋町立図書館	57	58
篠栗町立図書館	32	36
宇美町立図書館	46	26
志免町立町民図書館	24	42
須恵町立図書館	30	23
福津市立図書館	29	56
宗像市民図書館	26	50
太宰府市民図書館	7	6
大野城まどかぴあ図書館	30	18
筑紫野市民図書館	20	14
春日市民図書館	26	24
那珂川市図書館	-	-
糸島市図書館	7	28
福岡市(総合図書館他)	45	128
福岡県立図書館	120	90
その他図書館	305	834
合計	868	1,471

(4) 団体貸出	151 団体	貸出冊数	10,615 冊
(5) 予約	9,556 冊		
(6) リクエスト	1,239 件		
(7) レファレンス・サービス	10,013 件	(注：3,746 + 6,267)	
(8) インターネット情報提供	72 件		
(9) コピーサービス	943 枚		
(10) サービス指数			

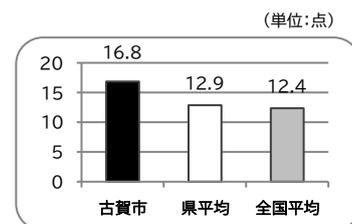
① 市民1人当たりの貸出数
 貸出数 ÷ 人口
 331,244 点 ÷ 59,211 人 = 5.6 点



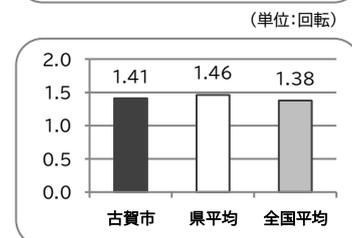
② 市民登録率
 市内登録者数 ÷ 人口
 16,748 人 ÷ 59,211 人 = 28.3%
 ※古賀市では、利用者登録の有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、利用者登録を抹消しています。



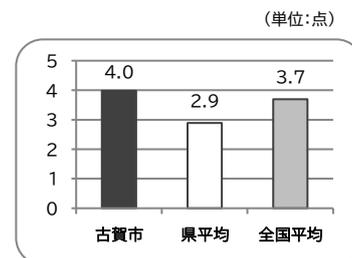
③ 登録者1人当たりの貸出数
 貸出数 ÷ 登録者数
 331,244 点 ÷ 19,660 人 = 16.8 点



④ 蔵書回転率 (1冊あたりの年間貸出回数)
 貸出数 ÷ 蔵書数
 331,244 点 ÷ 235,706 点 = 1.41 回転



⑤ 市民1人当たりの蔵書数
 蔵書数 ÷ 人口
 235,706 点 ÷ 59,211 人 = 4.0 点



※ 国、県の実績は「図書館年鑑 2024」から算出

※ 古賀市人口 59,211 人 (令和 6(2024)年 3 月 31 日現在)

※ 注 (7) レファレンス・サービスは、口頭でのレファレンス及び他館との所蔵調査を加えた件数となっています。

(11) 前年度との比較

① 登録状況

	令和 5(2023)年度	令和 4(2022)年度	備考
登録者数（個人）	19,660 人	18,425 人	
市内 登録者数	16,748 人	15,744 人	
内、新規登録者数	1,012 人	1,008 人	
市外 登録者数	2,912 人	2,681 人	
内、新規登録者数	228 人	217 人	
市民登録率	28.3%	26.6%	
団体登録数	151 団体	141 団体	

※利用者登録の有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、利用者登録を抹消しています。

② 利用状況

	令和 5(2023)年度	令和 4(2022)年度	備考
入館者数	133,993 人	122,717 人	
〈参考〉 1日平均入館者数	463.6 人	427.6 人	
利用者数（貸出）	70,592 人	70,213 人	
〈参考〉 1日平均利用者数	244.3 人	244.6 人	

③ 貸出状況

	令和 5(2023)年度	令和 4(2022)年度	備考
貸出数	331,244 点	336,124 点	
図書貸出数	297,154 冊	301,147 冊	
内、一般書貸出数(含：冊子)	165,791 冊	165,473 冊	
内、児童書貸出数	131,363 冊	135,674 冊	
雑誌貸出数	18,471 冊	19,596 冊	
視聴覚資料貸出数	15,619 点	15,381 点	
〈参考〉 1日平均貸出数	1,146.2 点	1,171.2 点	
〈参考〉 登録者1人当たりの貸出	16.8 点	18.2 点	

④ その他のサービス状況

	令和 5(2023)年度	令和 4(2022)年度	備考
団体貸出	10,615 冊	9,325 冊	
レファレンス・サービス	10,013 件	10,190 件	
予約	9,556 冊	9,435 冊	
Web			
Web 予約	6,549 件	6,346 件	
Web による貸出延長	20,288 件	17,164 件	

11. 電子図書館サービス

令和3(2021)年3月9日から古賀市電子図書館サービスを開始

(1) 利用案内

- 対象 ①古賀市在住者
 ②古賀市内在勤・在学者
- 貸出点数 3点まで
- 貸出期間 15日間
- 貸出延長 1回

(2) 蔵書数 (令和6(2024)年3月31日現在)

タイトル数(点)	2,923
----------	-------

(3) 分類別統計

(単位：点)

分類	タイトル数	貸出数
0：総記	36	51
1：哲学	57	147
2：歴史	174	259
3：社会科学	146	108
4：自然科学	169	179
5：技術	373	339
6：産業	95	49
7：芸術	237	250
8：言語	54	34
9：文学	1,172	1,145
K：児童	403	150
独自資料	4	1
分類なし	3	28
合計(令和5年度)	2,923	2,740

(4) 利用状況

(単位：点、件)

月	貸出数	ログイン回数
4月	353	780
5月	218	540
6月	217	474
7月	174	514
8月	197	499
9月	224	510
10月	199	533
11月	147	457
12月	203	550
1月	277	614
2月	223	481
3月	308	634
合計(令和5年度)	2,740	6,586
令和4年度	2,876	6,614

(5) その他

【電子図書館サービスのPR、利用案内や新着書籍案内冊子の発行】



～「電子図書館体験会」では、借り方・読み方・返し方、検索の仕方とといった操作方法や、電子のメリットやコンテンツ紹介など、電子図書館を楽しむコツを、利用者のスマホを使って1対1で説明しました～

12. 令和 5(2023)年度事業報告及び令和 6(2024)年度事業計画

(1) 令和 5(2023)年度事業報告

月 日	事 業	場 所	実施状況
4 22(土) ・ 23(日)	子ども読書の日イベント ①どようおはなし会プラス～いつものおはなし会に「ミニ実験(空気の力)」をプラス～ /古賀子どもの本の交流会:4/22 ②パパといっしょに絵本ライブを楽しもう! ～ダ・イミック!な読み聞かせ、新聞紙遊びのワークショップ、家庭で読書を楽しむコツ～ /NPO 法人ファザ・リング ジャパン九州 森島 孝さんほか:4/23 ③ハッピーバッグの貸出 ～年齢・学年やテーマごとのおすすめ本の詰め合せ～:4/22～23 ■特別展示 ～パパと読むとさらに面白くなる絵本の紹介～:4/1～30	図書館、 中会議室、 交流館 303・304 和室	①24人参加 ②14組 (40人)参加 ③25/40 セット貸出
7 28(金)	高校生によるおはなし会「あつまれ おはなしの森 2023」/玄界高校図書委員会 ■スクリーンやプロジェクターを使用した迫力一杯の絵本の読み聞かせ 等	交流館 多目的ホール	67人参加
8 3(木)	名画会(男女共同参画コラボ企画)「老後の資金がありません!」	中会議室	53人参加
9 10 9/29 (金) ～ 10/9 (月祝)	図書館 Week2023(第 29 回図書館まつり) <幼児・小学生、中学生他> ①どようおはなし会プラス「ミニ実験(錯覚)」/古賀子どもの本の交流会:9/30 ②TEENS 映画会「劇場アニメ 君の膵臓をたべたい」:9/30 ③おはなし会スペシャル/市内地域文庫 6 団体:10/1 ④子ども映画会「小さなバイキングビッケ」:10/7 ⑤ワークショップ「ぐりとぐらをつくってみよう」:10/9 <一般、その他> ⑥文学講座 ～本と一緒に北九州文学散歩～ /九州女子大学非常勤講師 轟 良子さん:10/8 ⑦映画会「ドライブ・マイ・カー」:10/9 ■ぐりとぐら なりきり撮影会 ～帽子と衣装で変身!SNS に投稿しよう!～ ■ブックリサイクル、雑誌付録プレゼント抽選会 等	図書館、 中会議室、 交流館 多目的ホール	①34人参加 ②15人参加 ③51人参加 ④42人参加 ⑤20人参加 ⑥42人参加 ⑦76人参加
11 18(土)	図書館で学ぶがんシリーズ 第 4 回「がんになっても自分らしく生きる」 /福岡東医療センター(がん相談支援センター)、訪問看護ステーションこが ■がん患者さんと家族を支える病院と訪問看護の連携の実際を知る	中会議室	12人参加
12 7(木)	名画会(中村哲医師追悼企画)「医師 中村哲の仕事・働くということ」ほか	中会議室	18人参加
12 17(日)	古賀竟成館高校図書委員会/高校生といっしょ クリスマスおはなし会 ■高校生が読み手として参加するおはなし会(紙芝居、大型絵本 等)	図書館 こがめろム	23人参加
1 5(金) ・ 6(土) 23(火) ～ 30(火)	新春企画 2024 年福みくじ ～5 点借りて、図書館おみくじを引こう!(雑誌付録等当たり付)～ 蔵書点検(休館作業)	図書館	345人参加 (くじ総数) -
2 2、9、 16(金)	布の絵本づくり講座(全 3 回)/布の絵本ボランティア つくしんぼ ■布絵本「は～い、おせんたく」づくり	中会議室	14人参加

<その他>

■図書館見学・職場体験(6月、9月、10月、2月、3月)	6回	568人
■学校図書館 市民開放用 一般図書配本(市内小中学校)	2校	

(2) 令和 6(2024)年度事業計画

<主な事業 (予定) >

月日	事業	場所
4 20(土) ・ 21(日)	子ども読書の日イベント ①おはなし会「図書館で理科読」/古賀子どもの本の交流会:4/21 ②「どくしょ★ビンゴ ~いろいろなジャンルの本をかりてみよう~»:4/20~21 ③おりがみつりゲーム:4/20~21 ■特別展示「おすすめ!日本の子どもの本 ~JBBY選出~»:3/29~4/24	図書館、 中会議室
6 16(日)	暮らしの講座「働く世代のための iDeCo と NISA で資産形成」/福岡県金融広報委員会 ■働く世代が持つ資産形成への不安や疑問をわかりやすく解説	中会議室
7 7/26(金) ・ 8 8/31(土)	夏休みイベント ~夏休みだよ! 図書館へ行こう~ ①高校生といっしょ 夏のわくわくおはなし会/古賀竟成館高校図書委員会:7/28 ■高校生が読み手として参加するおはなし会(紙芝居、大型絵本等) ②子ども映画会:<児童向け>7/31 <幼児向け>8/7 <TEENS・一般>8/25 ③ブックリンピック 2024 ~本を読んで、メダルをもらおう!~:7/26~8/31	図書館、 中会議室
9/3(火) ・ 4(水)	図書館で健康測定会 ※健康介護課とのコラボ事業 ~素足になって“約 1 分間”で簡単測定! お気軽に健康チェックしてみませんか?~ ■体成分分析、骨密度・血圧の測定、保健師による結果説明・アドバイス	図書館
9 ・ 10 9/28 (土) ~ 10/6 (日)	図書館 Week2024(第30回図書館まつり) <児童> ■人形劇「はらぺこあおむし」ほか/人形劇団やじろべえ:10/5 ■「ドラえもんマスコットづくり」/布の絵本ボランティア つくしんぼ:10/6 <一般、その他> ■図書館で学ぶがんシリーズ 第5回「すい臓がんを知る」/福岡東医療センター:9/28 ■映画会「RRR」(第95回アカデミー賞歌曲賞受賞 インド映画):9/29 ■ブックリサイクル ほか	図書館、 中会議室、 交流館 多目的ホール
9/29 (日) ~ 10/20 (日)	図書館・歴史資料館開館 30 周年記念イベント ■図書館 思い出写真展 ~イベントの写真、当時のニュースや流行など、30年の歴史をふりかえります~ ■キーワードラリー ~図書館と歴史資料館に隠された文字を見つけて、キーワードを完成させよう!~ ■お祝い・応援メッセージ大募集 ほか	
11 9(土)	映画会「流浪の月」	中会議室
12 25(水)	高校生によるおはなし会/玄界高校図書委員会 ■高校生が読み手として参加する、スクリーンやプロジェクターを使った迫力一杯の朗読劇	交流館 多目的ホール
1 ・ 2 1/5(日) ~ 1/28(火) ~ 2/4(火)	新春企画 2025 年福みくじ ~本を借りて、図書館おみくじを引こう!(雑誌付録等当たり付)~ 歳書点検(休館作業)	図書館
2/7、14、 21(金)	布の絵本づくり講座(全3回)/布の絵本ボランティア つくしんぼ ■オリジナル作品づくり	中会議室
3 26(水)	子ども映画会	中会議室

<月例行事>

- 「どようおはなし会」: 毎週土曜日
- 「赤ちゃんおはなし会」: 第2水曜日
- 「小さい子のおはなし会」: 第3水曜日
- 「ブックスタート」: 毎月1回
- 「セカンドブック配布」: 毎月1回

<その他>

- 「学校図書館 市民開放用 一般図書」配本: 年10回

13. 読書活動等の概要 (令和 5(2023)年度)

<おはなし会>

子どもたちにおはなしの世界の楽しさを伝え、読書のきっかけをつくるため、絵本の読み聞かせを中心に、紙芝居、手あそびなどを行いながら楽しいひとときを過ごしています。

3つのおはなし会は、読書ボランティア団体の協力を得て実施しています。



どようおはなし会 毎週土曜日 11:00~11:20	赤ちゃんおはなし会 第2水曜日 ① 11:00~11:15 ② 11:30~11:45	小さい子のおはなし会 第3水曜日 11:00~11:20
<回数> 49回 <参加数> 子ども 697人 (延べ) 大人 385人 計 1,082人	<回数> 24回 <参加数> 子ども 96人 (延べ) 大人 99人 計 195人	<回数> 12回 <参加数> 子ども 55人 (延べ) 大人 51人 計 106人
<担当ボランティア> 第1週「こが語りの会」 第2週「こがめ」 第3週「咲の会」 第4週「古賀子どもの本の交流会」 第5週「古賀子どもの本の交流会」	<担当ボランティア> 赤ちゃんおはなし会「ピョピョ」	<担当ボランティア> 小さい子のおはなし会「わにわに」

<セカンドブック事業>

平成 28(2016)年度から始まり、3歳の誕生日を迎えた子ども達に絵本を1冊プレゼントし、読書のきっかけづくりと、親子のふれあいの大切さや意義を伝えています。

令和 5(2023)年度は、図書館のカウンターや3歳児健診時、479人に絵本を手渡すことができました。

<映画会>

図書館所蔵のDVD資料を活用し、文学的価値の高いと思われる映画作品の紹介や、映画の楽しさを知ってもらうという趣旨のもと、「名画会」や「子ども映画会」を行っています。

また、「子ども映画会」は、小さなお子さんの“プチ映画デビュー”の場として参加いただけるよう、怖がらず飽きにくい配慮(出入り自由、スクリーンの前にマット席を設置、真っ暗にせず少し声を出しても大丈夫な環境づくり等)を施し、子どもの長期休暇にあわせて開催しています。

名画会 (一般対象)	子ども映画会 (幼児・児童対象)
<回数> 4回 <参加数> (延べ) 163人	<回数> 5回 <参加数> (延べ) 288人

<子ども読書の日イベント> 令和5(2023)年4月22日・23日

令和5年度 **子ども読書の日イベント**

**パパといっしょに
絵本ライブを楽しもう!**

4月23日(日) 10:30~12:00
リブプラザが交流館 303・304 和室

講師 森島 孝さん(NPO法人ファミリーリーグ代表理事)

絵本の読み聞かせを通して、読書で読書を楽しむコツをお話しします。
読書が楽しくなるワークシートなどもお持ちです。
ご家族みんなで参加ください!

読書で読書で、
楽しみますね!
楽しみますね!
楽しみますね!

**どうおはなし会
プラス**

4月22日(土) 11:00~12:00
リブプラザが交流館 中会議室

講師 式真子さんの講演

どうおはなし会が、みかき先生に「パワーアップ」
絵本の読み聞かせのやりかたを学ぶことができます。

**ハッピーバッグ
かしたし** 4月22日(土)・23日(日)

2冊セットで贈ります。
なにか新しいお話を?
バッグは年齢や性別ごと、テーマごとに
準備しています。

古賀市立図書館 TEL:092-942-2561

令和5年度 **子ども読書の日イベント**

**子ども読書の日
パパといっしょに
絵本ライブを楽しもう!**

ダイミツ!な読み聞かせや前向き読書のワークショップ、など
「家庭で読書を楽しみむコソ」の楽しいおはなし

2023年 4月23日(日)
10:30~12:00

リブプラザが交流館 303・304 和室

対象 絵本を楽しみたいご家族
7歳以下(小学生以下)の読者の参加OK!

定員 20組(参加費無料・予約不要)

申込 3月24日(金)10時から
図書館カウンター・電話・電子申請

講師 森島 孝さん
(NPO法人ファミリーリーグ
代表理事)

古賀市立図書館 TEL:092-942-2561



<教えてください、あなたの「押し本」。(玄関ロビーに掲示)> 令和5(2023)年5月~8月

教えてください、あなたの「押し本」。

おすすめの1冊でみんなとなつなろう

「押し本」紹介のながれ

- ① コトカードを受取る (コトカード係カウンター)
- ② 押し本を記入
- ③ できたら カウンターへ
- ④ スタッフが掲示します

古賀市立図書館 TEL:092-942-2561



NO.542 古賀市立図書館 TEL:092-942-2561

読もっと! Yomotto!

教えてくださいあなたの「押し本」

「どのくらい、他人にもオススメしたいか」ということと決まっています。
お題では、その人ならではの理由もぜひ「コメントカード」でお知らせして、
家族みんなで読みたい本を一緒に楽しみたいと思います。

「押し本」の「押し」は、「おすすめ」のことです。どんなお題やジャンルのお題でもOKです。実際に読んでみませんか。コメントカードはカウンターでお返しします。

図書館ロビーに貼っていただくには、図書館ホームページからダウンロードしてください。

<「赤ちゃん楽しむブックガイド(8ページ)」の発行> 令和5(2023)年5月~

**赤ちゃん
楽しむ
ブックガイド**

古賀市立図書館

赤ちゃんの成長に合った本が必要です。赤ちゃんの成長に合わせて、あなたも一緒に楽しむ中で、赤ちゃんの成長が楽しくなります。

絵本のなかには、美しい絵があり、リズムのあることばがあり、赤ちゃんに語りかける材料がいっぱいです。どうも読み手の大人も楽しみなながら、絵本を読んでみてください。

こうした絵本を通して、赤ちゃんは命が愛されていること、守られていること、大切にされていることを感じます。また、赤ちゃんと同じように、赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。また、赤ちゃんと同じように、赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。

赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。また、赤ちゃんと同じように、赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。

ぜひご家族で、赤ちゃんと一緒に絵本を楽しんでください。

いろいろおとこたち

絵本のなかには、赤ちゃんの成長に合わせて、あなたも一緒に楽しむ中で、赤ちゃんの成長が楽しくなります。

赤ちゃんの成長に合った本が必要です。赤ちゃんの成長に合わせて、あなたも一緒に楽しむ中で、赤ちゃんの成長が楽しくなります。

絵本のなかには、美しい絵があり、リズムのあることばがあり、赤ちゃんに語りかける材料がいっぱいです。どうも読み手の大人も楽しみなながら、絵本を読んでみてください。

こうした絵本を通して、赤ちゃんは命が愛されていること、守られていること、大切にされていることを感じます。また、赤ちゃんと同じように、赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。また、赤ちゃんと同じように、赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。

赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。また、赤ちゃんと同じように、赤ちゃんの成長を喜ぶことも、喜びます。

ぜひご家族で、赤ちゃんと一緒に絵本を楽しんでください。

<ブックスタート事業(図書館を会場に追加)> 令和5(2023)年7月~



【おはなし会スペシャル(10月1日)】

2023
参加無料
申込不要

おはなし会 スペシャル

10/1(日) 市内6つの地域支店のみなさんに
お楽しみのおはなし会

14:00~15:00
場所 交流館物産ホール

プログラム
あさべうた
大智様奉納用おせ
ストーリー「うらな
びまはしなうらな
べーアート」(橋本利樹)
大智様

工作「つくってあそぶ」
もあそぶ

吉賀市立図書館 TEL:092-942-2561
吉賀市中央二丁目13-1



【本と一緒に北九州文学散歩(10月8日)】

令和五年年度 文学講座

本と一緒に北九州文学散歩

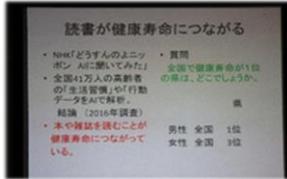
もみ野 外 松本清張・桂美子から
村田喜代子・町田さのこへ

2023
10/8(水)

◆時間 13:30~15:00 (開場13:00)
◆定員 50名 (参加無料・先着・要申込)
◆会場 リーバスプラザこが中会議室 (即席観覧)
◆講師 高 良子さん

◆申込み 9月1日(金)10:00から
吉賀市LINE公式アカウント

吉賀市立図書館 TEL:092-942-2561
吉賀市中央二丁目13-1



【ぐりとぐらをつくってみよう(10月9日)、ぐりとぐら なりきり撮影会(9月29日~10月9日)】

2023
ぐりとぐらをつ
くってみよう

ポンドでべたべた、マシックでめっ、あなただけの「ぐりとぐら」のデザインを持って帰るから、市の絵本ボランティア「つくしんぼ」のみなさんが手伝ってくれます。

日時 2023年10月9日(月・祝)
①10:30~11:00 ②11:00~11:30 ③11:30~12:00
※11:00以降は先着順です

場所 こがめルーム

対象 幼児~小学生

申込み 9月1日(金)10:00から
吉賀市LINE公式アカウント

吉賀市立図書館 TEL:092-942-2561
吉賀市中央二丁目13-1

2023
ぐりとぐら
なりきり撮影会

① 図書館Weekの期間中(9月29日~10月9日)、こがめルームに用意してある帽子と衣装で「ぐり」と「ぐら」に变身!
② お手持ちのカメラやスマホで撮影♪
③ 「ぐりとぐら」(学芸部立図書館)をつけて、SNSに投稿! (任意)

※図書館Week2023の期間中のみ、こがめルームでの撮影OK!
※譲り合ってください!



【映画会(9月30日、10月7日、9日)】

2023
映画会のご案内

申込不要・参加無料

TEENS映画会
上映 9月30日(土)
14:00~16:00
場所 リーバスプラザこが
中会議室
定員 70名

子ども映画会
上映 10月7日(土)
14:00~15:30
場所 リーバスプラザこが
中会議室
定員 70名

映画会
上映 10月9日(日・祝)
13:30~16:30
場所 リーバスプラザこが
中会議室
定員 80名

吉賀市立図書館 TEL:092-942-2561
吉賀市中央二丁目13-1

【ブックリサイクル(9月29日~10月6日)】

2023
ブックリサイクル

9/29(金)~10/6(金)
10時~18時(最終日は15時まで)

場所:2階 ギャラリー

※期間中であってもなくなり次第終了します。
本を入れる量はご自分でご利用ください。

吉賀市立図書館

【雑誌付録プレゼント抽選会(9月29日~10月9日)】

2023
雑誌付録プレゼント
抽選会

雑誌の付録を無料でご希望の方に差し上げます!

申込期間:2023.9.29(金)~10.9(祝・月)

申込方法:申込用紙に希望する品物の番号と利用者番号を記入して応募箱へ!
※応募はおひとり1点まで
2点以上応募した場合は無効になります。

当選発表:2023.10.13(金)

吉賀市立図書館 TEL:092-942-2561
吉賀市中央二丁目13-1

＜図書館で学ぶがんシリーズ 第4回 「がんになっても自分らしく生きる ～在宅医療の実際～」
／福岡東医療センター、訪問看護ステーションこが＞ 令和5(2023)年11月18日



＜名画会(中村哲医師追悼企画) 「医師 中村哲の仕事・働くということ」ほか＞ 令和5(2023)年12月7日



＜高校生といっしょ クリスマスおはなし会／古賀竟成館高校図書委員会＞ 令和5(2023)年12月17日



＜新春企画 2024年福みくじ ～5点借りて、図書館おみくじを引こう!～＞ 令和6(2024)年1月5日・6日



＜布の絵本づくり講座 ～布絵本「はーい、おせんたく」づくり～

／布の絵本ボランティア つくしんぼ＞ 令和6(2024)年2月2日・9日・16日



＜施設見学①古賀東小学校 ②教育支援センター ③古賀中学校 ④花鶴小学校 ⑤恵あおぞらこども園＞



＜その他の取組＞

【ゆっくりくつろげる空間の整備 – 玄関ロビーにテーブルセットを設置 – 令和5(2023)年4月～】



【休館日のお知らせ表示 – 前面道路から休館日が判別可能に – 令和5(2023)年7月～】



【新着図書入荷情報のお知らせ – リストの装備、お知らせボードの設置、SNSへの掲示 – 令和5(2023)年11月～】



【蔵書点検期間中に実施した模様替え(一部) 令和6(2024)年1月～】

■紙芝居、及び雑誌の整理

五十音順で探しづらかった紙芝居の配列を、季節・行事や催し、テーマ毎に仕分け、わかりやすく並び替えました。また、雑誌についても、ジャンル毎に分類し直し、ラベルを貼り替えるなど、見やすく整理しました。



■「図書館からのお知らせ掲示板」の設置、及び検索端末機テーブルの取替

図書館に関する情報(館内案内図、休館日案内、イベント告知、リーフレット等)を目に留まりやすくするため、集約し正面入口の柱に「掲示板(4面)」を設置。また、カウンター周りをすっきりと見せるため、大型で重苦しいデザインだった検索端末機テーブルを新調しました。



■「布の絵本」貸出点数の変更(1点から2点に増)

「読むばかりでなく、見て、さわって、楽しめるバリアフリー絵本」として人気の「布の絵本(全48点)」の貸出限度数を増やしました。



■トイレ通路の床張替え、壁塗装他工事

建築当初のままの塩ビ製タイル床は、経年劣化により表層の剥がれが生じ、美観が損なわれていたことから張替えを実施しました。(壁面の塗装もあわせて施工)



■「図書返却ポスト」の改修

市内の2ヶ所に設置しているポストの内、「JR古賀駅前ポスト」は、発錆や塗装剥がれが見られたことから、「図書館の広告塔」としての役割も考え、ひと目を引くデザインと使用容易性を備えた形状に改修しました。



<特別展示の取組内容> (令和5(2023)年度)

月	特別展示架 (テーマ、図書等)	ミニ展示架 (テーマ)	情報ラック (テーマ、図書等)		小学生が おすすめする 本のコーナー	ミニ展示架 (テーマ)
4	①「子ども読書の日」イベント案内 ■イベント案内、パパと読むとさらにおもしろくなる絵本 ②「春緩慢!植物の不思議な世界へようこそ!」 ■植物、牧野富太郎	①「追悼 大江健三郎」 ②「秋音光さん 宝塚歌劇団退団」 ③「熊本地震」	「古賀を歩こう!新緑映える興山園」 ■ウォーキング、体カづくり	「古賀の宝 船原古墳の世界」 ■船原古墳	「第1回小倉百人一首競技かるた大会」 ■百人一首	「さくらとたんぼぼ」
5	「ココロとカラダを癒す」 ■体調、リラクゼーション	①「野菜が取れるレシピ」 (健康介護課コラボ) ②「朝活のすすめ」 (健康介護課コラボ) ③「漬けてみませんか〜梅干し」 ④「プライド月間」 (人権センターコラボ) ⑤「追悼 平岩弓枝」	「鹿の湯シネマ」 ■LGBTQ+	「第43回同和問題を考える市民のつどい」 ■部落差別、島崎藤村	「花見小学校図書館委員会おすすめの本(手づくりPOP展示)」	「こののぼり」
6	「リテラシー」 ■情報、IT、メディア、インターネット	①「第169回芥川賞・直木賞受賞作家作品」 ②「夏休みの自由研究、読書感想文・画に役立つ本」	①「人権尊重推進作品募集」 ■作文・標語、ポスター・絵手紙 ②「図書館×男女共同参画コラボ上映会」 ■男女平等、男女共同参画 ③「第1回みんなの人権セミナー」 ■障がい者の人権	「わわわ交流会(市民活動)」 ■ボランティア	「男女共同参画フォーラム2023」 ■対話、人間関係	「雨、かさ、カエル」
7	「海派/山派 あなたはどっち?」 ■海、山、レジャー	①「第169回芥川賞・直木賞受賞作家作品」 ②「夏休みの自由研究、読書感想文・画に役立つ本」	①「自殺予防週間」 ■自殺、心のケア ②「世界アルツハイマーデー」 ■認知症	「古賀の学校」 ■学校の歴史、記念誌	「舞の里小学校図書館委員会おすすめの本(手づくりPOP展示)」	「花火、スイカ、夏まつり」
8	①「図書館Week2023」イベント参加者募集 ■文学講座、ぐりとぐらワークショップ ②「関東大震災100年」 ■防災	「バスケットボール ワールドカップ」	①「こがのばトーク(まちづくり交流イベント)」 ■イベント案内 ②「アートバス」 ■美術館、絵画、児島善三郎	「ぐりんぐりん古賀大根川河口ボードウォッチング」 ■河川、野鳥	「古賀の学校」 ■学校の歴史、記念誌	「お月さま」
9	「図書館Week2023」イベント案内 ■文学講座、北九州ゆかりの作家・小説	「ラグビー ワールドカップ」	①「こがのばトーク(まちづくり交流イベント)」 ■イベント案内 ②「アートバス」 ■美術館、絵画、児島善三郎	「第2回みんなの人権セミナー」 ■ここのとりのゆりかご、子ども食堂、里親制度	「よさこい古賀連会員募集」 ■よさこい	「お月さま」
10	「読んで味わう料理の本」 ■料理エッセイ	「ラグビー ワールドカップ」	①「こがのばトーク(まちづくり交流イベント)」 ■イベント案内 ②「アートバス」 ■美術館、絵画、児島善三郎	「市民ウォーキング歩こう!あおやぎ」 ■ウォーキング、体づくり 「第3回みんなの人権セミナー」 ■ハンセン病	「第42回芸術文化の祭典」 ■絵画、写真、盆栽、生け花、陶芸、囲碁、バレエ等	「おいしい秋みつけた」
11	「図書館で学ぶがんシリーズ」イベント案内 ■がん、福岡東医療センターの紹介	「ガザ パレスチナ問題」	「オリジナル朗読劇 薦野の増時さん」 ■薦野増時	「第4回みんなの人権セミナー」 ■水平社、部落差別	「いのち輝くまち☆こが2023」 ■外国人の人権	「クリスマス」
12	「映画になった小説 海外文学編」 ■海外文学	①「追悼 伊集院静」 ②「年賀状」	「戦争とくらし〜どこで戦いどこで亡くなったか〜」 ■戦争、手記	「男女共同参画センター講演会」 ■男女共同参画	「子どもゆめ基金助成事業読書講座」 ■高島純	「クリスマス」
1	①「祝・成人2024」 ■若い人に贈る読書のすすめ ②「神社・仏閣をめぐる」 ■神社、寺	①「紫式部」 ②「第170回芥川賞・直木賞受賞作家作品」	「第6回コレクション展」 ■ランタン、提灯、ライトアップ	「リズム体操のつどい」 ■体操	「男女共同参画一行詩募集」 ■男女共同参画、標語	「龍」
2	①「本とチョコレート」 ■チョコレートの本(レシピ以外) ②「音の世界を探検する」 ■耳の日、音、音楽、イルカ	①「紫式部」 ②「第170回芥川賞・直木賞受賞作家作品」	「自殺対策強化月間」 ■自殺、心のケア	「ボランティアパネル展」 ■ボランティア	「よさこい古賀連会員募集」 ■よさこい	「チョコレート」
3	「子ども読書の日」 ■JBBY(日本国際児童図書評議会)おすすめの本	①「紫式部」 ②「第170回芥川賞・直木賞受賞作家作品」	「自殺対策強化月間」 ■自殺、心のケア	「立花山城と古賀の山城」 ■立花宗茂、山城	「よさこい古賀連会員募集」 ■よさこい	「春が来た」

14. 地域文庫及び読書ボランティア団体

(1) 地域文庫 (令和6(2024)年4月1日現在)

文庫名	所在地	開庫日
あすなろ文庫 (昭和59(1984)年7月設立)	花鶴丘3丁目区公民館	月曜日 15時～17時
コスモス文庫 (平成2(1990)年3月設立)	米多比公民館	土曜日 15時～17時
こじか文庫 (平成5(1993)年12月設立)	鹿部区公民館	第2・第4土曜日 15時～17時
しらさぎ文庫 (平成元(1989)年6月設立)	都筵内会館	火曜日 16時～18時
たけのこ文庫 (昭和53(1978)年設立)	千鳥小学校レインボーハウス	金曜日 14時～16時45分
星の子文庫 (平成6(1994)年11月設立)	舞の里5区集会所	金曜日 16時～17時30分

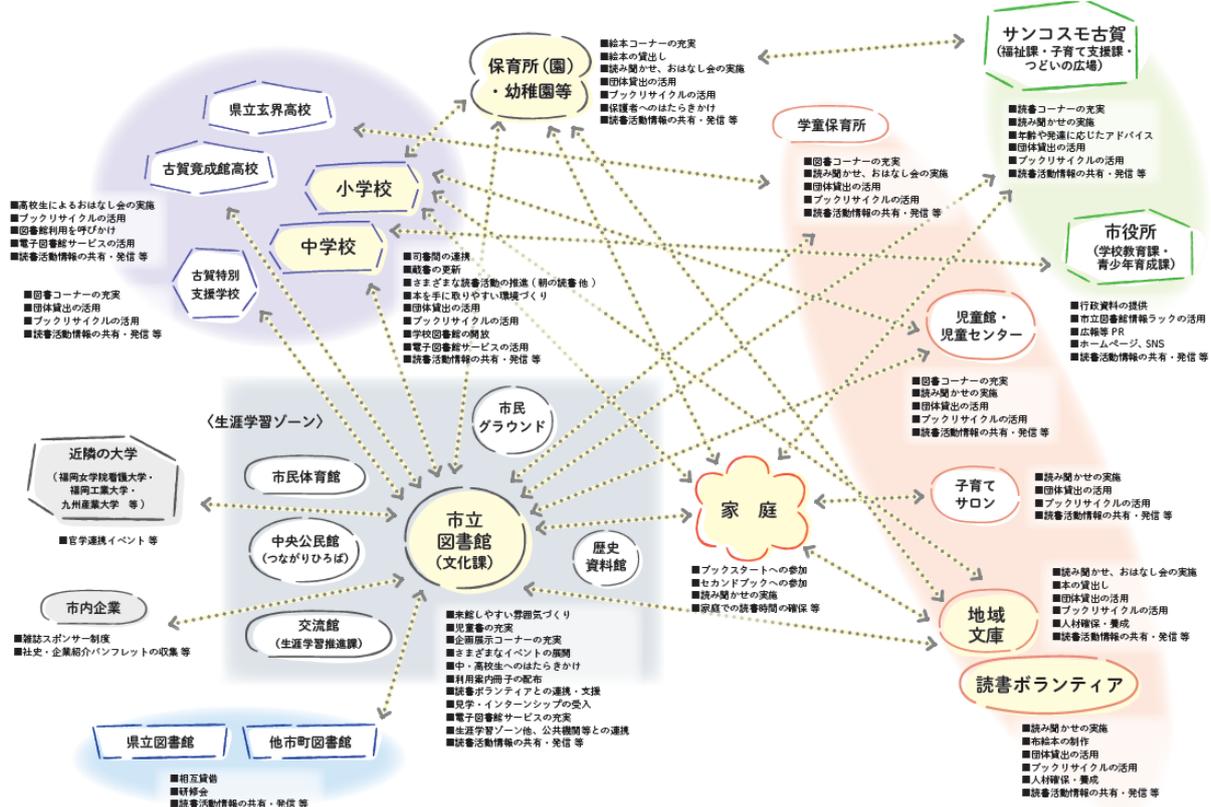
(2) 読書ボランティア団体 (令和6(2024)年4月1日現在)

団体名		活動場所	主な活動内容
図書館ボランティア	布の絵本ボランティア「つくしんぼ」	図書館	布の絵本・エプロンシアター・館内のタペストリーほか制作 布の絵本づくり講座
	赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」		「赤ちゃんおはなし会」担当
	小さい子のおはなし会「わにわに」		「小さい子のおはなし会」担当
	おはなし会ボランティア「こがめ」		「どようおはなし会(第2週)」担当
	おはなし会ボランティア「咲の会」		「どようおはなし会(第3週)」担当
こが語りの会		小中学校 図書館 特別支援学校	「どようおはなし会(第1週)」担当 小学校等での読み聞かせ、おはなし会 ほか
古賀子ども本の交流会		小中学校 図書館 地域公民館	「どようおはなし会(第4・5週)」担当 小中学校・保育園・公民館でのおはなし会 読書講演会 科学教室・理科読 子育てサロン 子どもわくわくフェスタ アンビシャス広場事業 子どもゆめ基金助成活動 ほか
古賀東小学校 ぐりとぐらの会		古賀東小学校 くぼこども園	朝の読み聞かせ 昼休みのおはなし会 おはなし会 くぼこども園でのおはなし会
花見小学校 まつぼっくり		花見小学校	朝の読み聞かせ
青柳小学校 おはなしの木		青柳小学校	朝の読み聞かせ
小さな野原の会		小野小学校	朝の読み聞かせ
舞小ぐるんば 読み聞かせの会		舞の里小学校	朝の読み聞かせ
花鶴小学校 こんぺいとう		花鶴小学校	朝の読み聞かせ 昼休みのおはなし会
古賀西小学校 おひさま		古賀西小学校	朝の読み聞かせ
北中見つめるタイム		古賀北中学校	朝の読み聞かせ
花鶴丘幼稚園 にじのおと		花鶴丘幼稚園	花鶴丘幼稚園での読み聞かせ

(3) 市内読書活動の沿革

年号	年	月	事 跡
昭和	53(1978)	6	最初の地域文庫「たけのこ文庫」〔公務員宿舎古賀住宅集会所〕開設 図書館ボランティア どうようおはなし会「こがめ」「咲の会」設立
	54(1979)	10	「かめのこ文庫」〔花鶴丘団地〕開設 (平成元(1989)年 12 月閉鎖)
	55(1980)	2	「れんげ草文庫」〔薦野公民館〕開設 (平成 2(1990)年 4 月閉鎖)
	59(1984)	5	「子どもの本をよむ会」開始 (平成 5(1993)年 4 月終了)
		7	「花鶴丘 3 丁目文庫」 (現「あすなろ文庫」〔花鶴丘 3 丁目区公民館〕) 開設
	63(1988)	4	「ひばり文庫」〔青柳町ひばりヶ丘集会所〕開設 (平成 21(2009)年 7 月閉鎖)
平成	元(1989)	6	「しらさぎ文庫」〔都筵内会館〕開設
	2(1990)	3	「コスモス文庫」〔米多比児童館〕開設
	5(1993)	12	「こじか文庫」〔鹿部区公民館〕開設
	6(1994)	11	「星の子文庫」〔舞の里 5 区集会所〕開設
	18(2006)	6	図書館ボランティア 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」設立
	20(2008)	10	図書館ボランティア 小さい子のおはなし会「わにわに」設立
	21(2009)		星の子文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰 7 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」設立
	22(2010)		古賀子どもの本の交流会「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
	26(2014)		こが語りの会「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
	27(2015)		たけのこ文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
	30(2018)		たけのこ文庫「第 48 回野間読書推進賞」受賞

<参考>第 4 次古賀市子ども読書活動推進計画 取組内容・展開イメージ



15. 古賀市図書館協議会

(1) 設置趣旨

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき設置し、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関とする。

(2) 構成内容

古賀市図書館協議会は、古賀市生涯学習センター条例第 20 条第 1 項第 1 号に基づき、定数 8 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

(3) 委員の任期

古賀市生涯学習センター条例第 20 条第 1 項第 2 号に基づき、委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 古賀市図書館協議会委員名簿（令和 4(2022)年 8 月 1 日から令和 6(2024)年 7 月 31 日まで）

委員名	所属等
〈会 長〉 鈴木 章	福岡教育大学 非常勤講師
〈副会長〉 久池井 良人	元福岡市総合図書館長
池田 頼子	読書ボランティア（あすなろ文庫）
河村 正彦	元近畿大学及び近畿大学大学院教授
園 久恵	古賀市立小中学校校長会（古賀西小学校）
高橋 雅仁	公募（市内に住所を有する者）
服部 哲治	公募（市内に住所を有する者）
村山 美和子	社会教育委員の会議（コスモス文庫）

(5) 令和 5(2023)年度の活動実績（計 3 回開催）

〈第 1 回協議会〉 令和 5(2023)年 7 月 4 日

1. 令和 4 年度 図書館事業実績報告（概況）について
2. 令和 4 年度 図書館利用者アンケート集計結果について
3. 令和 5 年度 図書館事業方針について
4. 令和 5 年度 図書館事業計画について
5. 令和 5 年度 図書館事業実施報告(4～6 月)について

〈第 2 回協議会〉 令和 5(2023)年 11 月 14 日

1. 令和 5 年度 図書館利用状況報告（4～10 月）について
2. 令和 5 年度 図書館事業実施報告（7～10 月）について
3. 【意見交換】【館内見学】「図書館利用のルールとマナー、誰もが利用しやすい環境づくり」を考える

〈第 3 回協議会〉 令和 6(2024)年 2 月 20 日

1. 令和 5 年度 図書館利用状況報告（4～1 月）について
2. 令和 5 年度 図書館事業実施報告（11～1 月）について
3. 令和 6 年度 図書館事業方針(案)について
4. 「リーパズプラザこがリニューアル基本計画(案)」について ほか

16. 条例・施行規則

古賀市生涯学習センター条例（抜粋）

平成27年12月21日

条例第37号

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター

位置 古賀市中央二丁目13番1号

（施設）

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 古賀市中央公民館（以下「公民館」という。）
- （2） 古賀市立図書館（以下「図書館」という。）
- （3） 古賀市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）
- （4） 古賀市交流館（以下「交流館」という。）

（事業）

第4条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 市民の生涯学習の振興に関すること。
- （2） 生涯学習センターの利用に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

（職員）

第5条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

（管理）

第6条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（使用の許可）

第7条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- （1） 生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- （2） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （3） 施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- （4） その他管理運営上支障があるとき。

（使用許可の条件）

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けないで使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- （1） この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく職員の指示に従わなかったとき。
- （2） 使用者が第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- （3） 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- （4） 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

（使用料）

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料は、教育委員会規則で定める。

3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき。
- （2） 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。
- （3） 使用者が教育委員会が定める日までに使用の取消し又は変更を届け出たとき。
- （4） その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者(利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料)

第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

略

古賀市生涯学習センター条例施行規則（抜粋）

平成 28 年 1 月 26 日
教育委員会規則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 18 条の 2)
- 第 2 章 公民館(第 19 条—第 22 条) 略
- 第 3 章 図書館(第 23 条—第 40 条)
- 第 4 章 歴史資料館(第 41 条—第 47 条) 略
- 第 5 章 交流館(第 48 条・第 49 条) 略
- 第 6 章 補則(第 50 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例(平成 27 年条例第 37 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間
公民館 交流館 歴史資料館(中会議室)	8 時 30 分から 22 時まで (使用に係る事務の受付は、17 時まで)
図書館	10 時から 18 時まで
歴史資料館(展示室)	10 時から 18 時まで (入室は、17 時 30 分まで)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(改正(令 2 教委規則第 12 号))

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 全館休館

- ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- イ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- ウ 整理日(年 2 回程度適宜指定する第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日。)

(2) 一部休館(図書館及び歴史資料館)

- ア 図書及び資料等の整理日(前号ウを除く毎月第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日)
- イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間

(改正(令 2 教委規則第 12 号))

(使用時間)

第 5 条 施設の使用時間は、9 時から 22 時まで(準備及び片付け等に要する時間を含む。)とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用登録)

第 5 条の 2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用登録を受けなければならない。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

(使用許可の申請)

第6条 使用の許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書を次に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。

(1) ホール(条例別表に掲げるホールをいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体(生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。)並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)の12月前の月の初日(その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。)から使用日の1月前まで

イ 民間事業者(営利活動を目的としない利用に限る。) 使用日の9月前の月の初日から使用日の1月前まで

(2) 貸室(条例別表に掲げる貸室をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日の属する四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

イ 市内の民間事業者(営利活動を主目的としない社内会議・研修会、会社・求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生事業並びにこれらに類する目的に使用する場合に限る。) 使用日の属する四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

2 前項第2号の規定にかかわらず、ホールの使用に付随して貸室を使用するときは、ホールの申請の期間に準ずる。

(改正(令4教委規則第11号))

(定期利用団体)

第7条 教育委員会は、貸室を定期的に使用する者について、別に定めるところにより施設の使用の申請を優先的に認めることができる。

(改正(令2教委規則第12号))

(使用の許可等)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認め、使用料を徴収したときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書又は古賀市生涯学習センター使用許可書(以下「許可書」と総称する。)を当該申請者に交付するものとする。

2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5営業日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(改正(令4教委規則第11号))

(特別な設備等)

第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとするときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に届け出なければならない。

(改正(令4教委規則第11号))

(許可を要する行為)

第11条 生涯学習センター(敷地を含む。以下同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の収集、宣伝その他これらに類する行為

(2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性のある物を館内に持ち込む行為

(3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける行為

(4) 施設又は設備を設ける行為

(5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為

(6) 拡声器により放送する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為

(改正(令4教委規則第11号))

(禁止行為)

第12条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為

(2) 寄附を強要し、又は押売をする行為

(3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯学習センターの美観を損なうおそれのある行為

- (4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為
(職員による確認及び点検)

第 13 条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、現に使用している施設内に職員を立ち入らせることができる。

- 2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。
(使用料の徴収)

第 14 条 使用料は、許可書と引換えに徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、ホール並びに貸室のうち大会議室及び中会議室の一部の使用に係る使用料については、使用の許可を受けたときは、申請日から 2 月を経過するまで(使用日まで 2 月に満たない日に申請を行った場合は使用時間前まで)に納入しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、使用料は、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。

(改正(令 4 教委規則第 11 号))

(冷暖房及び設備等の使用料)

第 15 条 条例第 11 条第 2 項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を申告しなければならない。

(使用料の減免)

第 16 条 条例第 11 条第 3 項に規定する教育委員会規則で定める使用料の減免の基準は、別表第 2 に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料減免申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。

(改正(令 4 教委規則第 11 号))

(使用料の還付)

第 17 条 条例第 12 条ただし書に規定する還付の金額は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める金額とする。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により、使用することができなくなったとき 使用料の全額
 - (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させたとき 使用料の全額
 - (3) ホールの使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき
 - ア 使用日の 6 月前 使用料の全額
 - イ 使用日の 1 月前 使用料の半額
 - (4) 貸室の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき
 - ア 使用日の 1 月前 使用料の全額
 - イ 使用日の 3 日前 使用料の半額
- 2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(改正(令 4 教委規則第 11 号))

(システムによる申請等)

第 17 条の 2 第 6 条、第 8 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、古賀市公共施設予約システムを利用する方法による使用の申請、許可等については、別に定める。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

(損害賠償)

第 18 条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいい、電子書籍(電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットによる貸出しを行っている資料をいう。以下同じ。)を除くものをいう。以下同じ。)を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第 7 号)により教育委員会に届け出なければならない。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(様式)

第 18 条の 2 この章の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

第2章 公民館

略

第3章 図書館

(事業)

第23条 図書館は、図書館法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。
 - (2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する支援を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、文献の解説、翻訳、学習課程の解答その他回答することが不適当と認められる事項に係る依頼に対しては、回答を行わないものとする。

(改正(平28教委規則第13号))

(職員)

第24条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平28教委規則第5号))

(館内利用)

第25条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館資料を利用することができる。

(図書館資料の複写)

第26条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式第8号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成12年条例第6号)第2条第1項に規定する手数料を負担しなければならない。

- 2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負うものとする。

(改正(平28教委規則第13号))

(貸出しを利用できる個人)

第27条 図書館資料の貸出しを受けることができる個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定を締結した市町に住所を有する者
 - (3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者
 - (4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設に1年間以上継続して入所する者
- 2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

(改正(令2教委規則第16号))

(個人の利用者登録等)

第28条 利用者登録を受けようとする者は、前条第1項各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第9号。以下この条において「申請書」という。)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。
- 3 第1項の規定による利用者登録又は貸出しを受けようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該利用者登録又は貸出しを受けようとする者の確認書類を提示しなければならない。
- 4 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から3年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。
- 5 有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
- 6 第2項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申請書により速やかに館長に届け出て、利用者カードの再交付又は変更を受けなければならない。
- 7 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要な費用として100円を支払わなければならない。ただし、館長が特に認める場合は、支払いを免除することができる。

- 8 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。この場合において、利用者カードが登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者本人に帰するものとする。
- 9 登録者が、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしなければならない。
- 10 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請者の電子書籍の貸出しに係る登録をし、利用者 ID 及びパスワードを交付する。
- 11 第 9 項の規定による電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該申請をしようとする者の確認書類を提示しなければならない。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(館外貸出しの制限)

第 29 条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、年鑑に類するものをいう。)
- (2) 特に貴重な資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料

(貸出期間及び点数等)

第 30 条 登録者が貸出しを受けることができる期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、貸出期間及び点数を別に定めることができる。

種別	点数	貸出期間
図書(雑誌を含む。)	20 点	貸出日から起算して 15 日以内
映像資料又は音声資料(カセットブックを除く。)	3 点	
カセットブック	5 点	
電子書籍	3 点	

- 2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料(映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸出予約がない場合に限り、館長が定める手続により、引き続き貸出しを受けることができる。
- 3 教育委員会は、貸出しを受けた登録者が第 1 項の規定による貸出期間経過後も資料を返却しないときは、当該登録者に対し返却の督促を行うものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(貸出しの取消し等)

第 31 条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取消し、又は貸出しを停止することができる。

- (1) 第 27 条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第 28 条第 8 項前段に規定する不正な行為をしたとき。
- (3) 貸出しを受け、前条第 3 項の規定による督促を受けてもなお返却しないとき。
- (4) 貸出しを受けた図書館資料の紛失、毀損又は汚損が続いたとき。
- (5) 電子書籍については、電子書籍の貸出しに係る利用者 ID 及びパスワードの譲渡又は貸与をしたとき若しくは利用者 ID 及びパスワードの譲渡又は貸与を受けたとき。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(貸出しを受けることができる団体)

第 32 条 図書館資料(電子書籍を除く。)の貸出しを受けることができる団体は、第 36 条に規定する地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、次条の規定により利用者登録を受けたものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(団体の利用者登録等)

第 33 条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第 10 号)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該団体を利用者登録し、利用者カードを交付する。

- 3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から1年間とする。ただし、有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
- 4 第28条第6項及び第7項の規定は、団体の利用者カードの再交付又は変更を受ける場合についてこれを準用する。
- 5 第2項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(改正(令2教委規則第16号))

(団体貸出しの貸出冊数等)

第34条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第35条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(地域文庫等)

第36条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館に登録することにより団体貸出しの他必要な図書館の支援を受けることができる。

- 2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受けようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提出しなければならない。
- 3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更(解除)届により館長に届け出なければならない。
- 4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の指示により当該図書館資料の利用等について報告しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

第37条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適当と認めるときに、これを受納することができる。

- 2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第38条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第16条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(全改(平28教委規則第13号))

(古賀市図書館協議会)

第39条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第40条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

第4章 歴史資料館

略

第5章 交流館

略

第6章 補則

(補則)

第50条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

略

案内図



最寄り駅：JR 鹿児島本線古賀駅東口から徒歩 8 分

高速道路：九州自動車道古賀インターから車で 5 分

駐 車 場：収容台数 250 台

※ 駐車場はイベント等で利用方法が変更になる場合があります。

図書館要覧

令和 6 (2024) 年 10 月 発行

〒811-3103 福岡県古賀市中央 2 丁目 13 番 1 号

古賀市立図書館

TEL 092 (942) 2561

FAX 092 (944) 0918